

令和2年10月12日

当会元非常勤医師に対する判決について

医療法人良秀会
高石藤井病院

当会高石藤井病院の時間外外来における医療行為（平成27年12月29日に行われた薬剤投与）に関し、同医療行為を行った元非常勤医師である槇原優氏が業務上過失致死の事実で起訴された事案について、本日、大阪地方裁判所堺支部において有罪判決が言い渡されました。

本医療行為については、平成29年9月に民事訴訟が和解成立により終了しており、また、当該非常勤医師は既に当会での非常勤勤務を行っておりません。このため、当会としては同医師に対する刑事訴訟手続きに関して述べる立場にないと考えております。

しかしながら、当会は、本判決を厳粛かつ真摯に受け止め、ご遺族の皆様、あらためて衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、関係各位におかれましては、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことにつき、深くお詫び申し上げます。

当会は、元非常勤医師が新医師臨床研修制度に基づきプライマリ・ケアに係る基本的な診療能力を修得していると判断していたものですが、上記医療行為に関する問題を受け、非常勤医師の採用基準の見直しに加え、良質な医療を間断なく自律的に提供するためのクオリティマネジメント部の強化、職員教育の徹底、インシデント・アクシデント報告システムの再構築、電子カルテ・AIの導入など、より安全かつ適切な医療を提供するための組織的な施策を実施しており、今後も引き続き誠実に遂行してまいります。

以上